

# 社会福祉施設における安全衛生管理について

## 1. 安全衛生管理体制

安全衛生管理を的確に進めるためには、事業場において適切な安全衛生管理体制を確立し、自主的な安全衛生管理活動を推進することが必要です。

このため、労働安全衛生法（以下「安衛法」といいます。）では、事業場規模に応じた安全衛生管理体制の整備を求めており、常時使用労働者数 50 人以上の規模の事業場に対して、衛生管理者、産業医を選任すること、並びに事業場の労働衛生に関し、労使の代表が調査審議し、事業者意見に意見を述べるための衛生委員会を設けることを義務付けています。

なお、10 人以上 50 人未満の事業場に対しては、衛生推進者を選任することが義務付けられています。

社会福祉施設に関する安全管理体制は次のとおりです。

業種	規模	10 人以上 50 人未満	50 人以上
	社会福祉施設 その他の業種		衛生推進者

※事業場規模 1000 人以上の場合、総括安全衛生管理者の選任が必要になります。

また、衛生管理者については、事業場の規模に応じ、選任数が決まっています。

事業場の規模 (常時使用する労働者数)	必要衛生管理者選任数
50 人以上 200 人以下	1 人
200 人を超え 500 人以下	2 人
500 人を超え 1000 人以下	3 人

※1000 人を超える事業場については、規模に応じて 4～6 人の衛生管理者の選任が必要になります。

衛生管理者等の職務、資格要件については、次のとおりです。

	資格・要件	職務
衛生管理者	1 都道府県労働局長の免許を受けた者 2 医師 3 歯科医師 4 労働衛生コンサルタント 5 その他厚生労働大臣が定める者	1 総括安全衛生管理者の職務のうちの衛生に係る技術的事項を管理すること。 ※総括安全衛生管理者の職務 (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 (2) 労働者の安全衛生教育の実施に関すること。 (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 (5) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。 (6) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（リスクアセスメント等）に関すること。 (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 2 少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること。

産 業 医	<p>医師であって、次のいずれかの要件を備えた者</p> <p>(1) 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した者</p> <p>(2) 医学の正規の課程であって産業医の養成等を行うことを目的とするものを設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、厚生労働大臣が定める実習を履修したもの</p> <p>(3) 労働衛生コンサルタント試験（保健衛生）に合格した者</p> <p>(4) 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあった者</p> <p>(5) 産業医として3年以上の経験がある者（平成10年9月末時点）</p> <p>(6) その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>1 次の事項で医学に関する専門知識を必要とするもの</p> <p>(1) 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>(2) 作業環境の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 作業の管理に関すること。</p> <p>(4) その他労働者の健康管理に関すること。</p> <p>(5) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</p> <p>(6) 衛生教育に関すること。</p> <p>(7) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</p> <p>2 少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。</p>
-------------	---	---

衛生委員会等の調査審議事項は次のとおりです。

	衛生委員会の 調査審議事項
安全（または衛生）に関する規程の作成に関すること	○ (衛生部分)
危険性・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	○ (衛生部分)
安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること	○ (衛生部分)
安全衛生教育の実施計画の作成に関すること	○ (衛生部分)
作業環境測定の結果等に基づく対策の樹立に関すること	○
健康診断等の結果に対する対策の樹立に関すること	○
労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること	○
長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること	○
労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること	○
労働基準監督署の担当官等から文書指導等を受けた事項に関すること	○ (衛生部分)

※事業者は、衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を労働者に周知しなければなりません。

## 2. 教育の実施

安衛法では、事業者は労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対して遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、雇入れ時等教育を行う必要があります。

<p>1 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること</p> <p>2 整理、整頓及び清掃の保持に関すること</p> <p>3 事故時等における応急措置及び避難に関すること</p> <p>4 その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項</p>
---

※ボイラー等の取扱いなど、特定の業務に従事する者については、別途特別教育が必要な業務もあります。

なお、社会福祉施設における労働災害の発生状況を鑑みると、転倒や腰痛などの災害が多く、また疥癬やノロウイルスによる集団感染などの疾病も発生しています。これらの対策として、4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底や作業姿勢等腰痛予防対策、感染症予防対策など、労働者に対して定期的に教育を行ってください。

### 3. 健康診断の実施

#### ◆一般健康診断

安衛法では、常時使用する労働者に対し、定期的に健康診断を行うよう事業者<sup>1</sup>に義務づけています。また、その結果に基づき健康診断個人票を作成し、5年間保存する必要があります。

1	雇入時の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常時使用する労働者を雇い入れるときに実施するものです。</li> <li>●所轄労働基準監督署長への報告は必要ありません。</li> </ul>
2	定期健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年以内ごとに1回実施するものです。</li> <li>●常時50人以上の労働者を使用する事業者は、『定期健康診断結果報告書』を所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。</li> </ul>
3	特定業務従事者の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働安全衛生規則第13条に定められている有害業務（夜勤業務など）に従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6ヵ月以内ごとに1回実施するものです。</li> <li>●常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。</li> </ul>

※有機溶剤や石綿など、有害物質等を取り扱う作業に従事する者に対しては、一般健康診断の他に特殊健康診断が必要になります。

また、安衛法での義務付けはない（指導勧奨による特殊健康診断）ものの、「重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業」に従事する者に対しては、当該作業に配置する際及びその後6ヵ月以内ごとに1回、定期に医師による腰痛の健康診断を行ってください。

#### ◆健康診断の事後措置

健康診断を受けた労働者に対し、事業者は遅滞なく健康診断の結果を通知するとともに、異常所見があると診断された労働者については、健康を保持するための必要な措置に関し3ヵ月以内に医師又は歯科医師の意見を聴き、それを健康診断個人票に記載しなければなりません。

さらに、医師又は歯科医師の意見を勘案し、必要に応じ、業務変更や労働時間の短縮等の措置を講じなければなりません。

### 4. 労働者死傷病報告

事業者は労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告の提出を行わなければなりません。

労働者死傷病報告には、休業日数により、次の2種類があります。

休業4日以上(見込みを含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>・様式第23号「労働者死傷病報告」。</li><li>・死傷者1名につき1枚毎の提出が必要。</li><li>・該当事案が発生した後、遅滞なく提出が必要。</li></ul>
休業1～3日	<ul style="list-style-type: none"><li>・様式第24号「労働者死傷病報告」。</li><li>・様式24号については、該当事案が発生した四半期(1～3月、4～6月、7～9月、10月～12月)の翌月末(4月、7月、10月、翌年1月の月末)までに、提出が必要。</li><li>・1枚の様式に複数名記入できます。</li></ul>

## 5. その他

上記の他にも、安衛法では、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を図るための様々な規定が定められておりますので、不明な点等は岡山労働局労働基準部健康安全課(TEL086-225-2013)または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

## 6. 各種参考資料

厚生労働省ホームページでは、労働災害統計や、安全衛生管理に関する資料・リーフレット等を掲示しておりますので、日々の管理や安全衛生教育等に活用してください。

### 掲示箇所

厚生労働省ホームページ(ホーム)

「分野別の政策」項の「雇用・労働」内、「労働基準」を押下

↳ 労働基準ページ

「施策情報」項の「安全・衛生」を押下

↳ 安全・衛生ページ

「施策紹介」項の「安全衛生関係リーフレット等・参考資料」を押下

↳ 安全衛生関係リーフレット等一覧ページ

ここでは、以下のようなリーフレット等を掲示しています。

「安全衛生委員会を設置しましょう」

「社会福祉施設における労働災害防止のために～腰痛対策・4S活動・KY活動～」

「社会福祉施設における労働災害防止のために～転倒、転落災害を防ぎましょう～」

「労働者の健康を守るために～過重労働による健康障害防止対策～」

「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の推進について」

「労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について」

「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」

「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル～腰痛対策とKY活動～」

「社会福祉施設における安全衛生対策テキスト～腰痛対策とKY活動～」 など